令和３年　第４回　新富町農業委員会会議録

（令和３年　４月 27 日）

新　富　町　農　業　委　員　会

令和３年　第４回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和３年　４月 27 日（火）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会　令和３年　　４月 27 日　午後　２時 30 分　　議長 閉会　令和３年　　４月 27 日　午後　３時 00 分　　議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡　例 ○　出席 ×　欠席	議席 番号	氏　　名	出 欠	議席 番号	氏　　名	出 欠
	１番	平下　裕敏	○	９番	安藝　眞充	○
	２番	芳野　京子	○	１０番	川野　國廣	○
	３番	山口　弘安	○	１１番	黒木　義博	×
	４番	藤井　貞敏	○	１２番	長友　保	×
	５番	水筑　祐子	○	１３番	猪俣　忠	○
	６番	太田　茂	○	１４番	井崎　誠	○
	７番	長友　万藏	○	１５番	長友　嘉美	○
	８番	鬼塚　眞理子	○	１６番	前田　章男	○
会議録署名委員	９番　安藝　眞充　　10 番　川野　國廣					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局　長	岩村　伸夫	○			
	補　佐	福重　和泉	○			
	主幹兼係長	池田　美季	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議　事　日　程	別紙のとおり					
会　議　の　経　過	別紙のとおり					
議　　案　　写	省　　略					
傍 聴 人						

付議した案件

(1)　農地法第３条の規定による許可申請承認について

(2)　農地法第５条の規定による許可申請承認について

(3)　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の集積計画承認について

(4)　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第 13 号　農地法第３条の規定による許可申請承認について

議案第 14 号　農地法第５条の規定による許可申請承認について

議案第 15 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転の集積計画承認について

議案第 16 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について

議長　　ただ今から、令和 3 年第 4 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 6 名であります。定足数に達しております。

議長　　3 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長　　日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
　会録署名委員に 9 番　安藝眞充　委員、10 番　川野國廣　委員を指名いたします。

議長　　日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
　おはかりいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長　　ご異議がないようですので、本定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

議長　　それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第 3、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長　　それではその 1 について、現地調査の報告を含め、事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、事務局から説明申し上げます。
　譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 1,290 ㎡、所有権移転で、反当■■■■円、申請理由は経営規模拡大となっております。
　次に、現地調査についてご報告申し上げます。事務局にて現地調査をした結果、農地として耕作するのに何ら問題のない土地でありましたことをご報告申し上げます。説明は以上です。

議長　　ただ今、議案第13号について説明がありましたが、ご質問等はありませんか。

議長　　ご質問等もないようですので採決します。
議案第13号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第13号については、申請どおり承認されました。

議長　　つぎに、議案第14号「農地法第５条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長　　それでは、その１について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、事務局からその１について説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の331㎡、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建物面積は87.97㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。第２種農地で、土地代■■■■■円、坪当たり約■■■■円、事業計画変更です。説明は以上です。

議長　　それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長　　8番　鬼塚　委員

鬼塚　　それではその１について、8番鬼塚が現地調査の報告をします。
現況は住宅に囲まれており、何ら問題ありません。

議長　　つぎに、その２について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その２について説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の443㎡、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建物面積は104.69㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。第３種農地で、土地代■■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。説明は

以上です。

議長　　それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長　　14 番　井﨑委員

井﨑　　それではその 2 について、14 番井﨑が現地調査の報告をします。
申請地は駅のそばにあり、転用するのに何ら問題ありません。

議長　　つぎに、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 3 について説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の 380 ㎡、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建物面積は 113.09 ㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。第 2 種農地で、土地代■■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。説明は以上です。

議長　　それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長　　6 番　太田委員

太田　　それではその 3 について、6 番太田が現地調査の報告をします。
申請地は集落内にあり、何ら問題ありません。

議長　　つぎに、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その 4 について説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 529 ㎡、所有権移転で、申請内容は一般個人住宅、建物面積は 69.80 ㎡、申請理由は議案書に記載のとおりです。第 2 種農地で、土地代■■■■■円、坪当たり約■■■■円となっております。説明は以上です。

議長　　それでは、現地調査の報告をお願いします。

議長　　6 番　太田委員

太田　　それではその4について、6番太田が現地調査の報告をします。
こちらも集落内にあり、何ら問題ありません。

議長　　ただ今、議案第14号について説明が終わりましたが、ご質問等はありませんか。

議長　　ご質問等もないようですので採決します。
議案第14号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第14号については、申請どおり承認されました。申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長　　つぎに、議案第15号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転の集積計画承認について」を議題と致します。

議長　　それでは、その1からその9について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、事務局から説明申し上げます。
その1につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■ほか計3筆、田の合計1,924㎡、公告年月日は令和3年5月21日、対価額■■■■円で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、芳野委員と猪俣委員との共同あっせんとなっております。
その2につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■、田の725㎡、公告年月日は令和3年5月21日、対価額■■■■円で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも芳野委員と猪俣委員との共同あっせんとなっております。
その3につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■、田の713㎡、公告年月日は令和3年5月21日、対価額■■■■円で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも芳野委員と猪俣委員との共同あっせんとなっております。
その4につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は

■■■■さん、申請地が■■■■■■■■、田の 692 ㎡、公告年月日は令和 3 年 5 月 21 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも芳野委員と猪俣委員との共同あっせんとなっております。

その 5 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■ほか計 5 筆、畑の合計 5,685 ㎡、公告年月日は令和 3 年 5 月 10 日、対価額■■■■円で 10 アール当たり■■■■円、経営規模拡大で、こちらは山口委員と井﨑委員との共同あっせんとなっております。

その 6 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■、田の 252 ㎡、公告年月日は令和 3 年 5 月 10 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらは山口委員と黒木委員との共同あっせんとなっております。

その 7 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■、田の 265 ㎡、公告年月日は令和 3 年 5 月 10 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも山口委員と黒木委員との共同あっせんとなっております。

その 8 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地が■■■■■■■■ほか計 8 筆、田の合計 5,926 ㎡、公告年月日は令和 3 年 5 月 10 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも山口委員と黒木委員との共同あっせんとなっております。

その 9 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地が■■■■■■■■ほか計 2 筆、田の合計 1,117 ㎡、公告年月日は令和 3 年 5 月 10 日、対価額■■■■円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で、こちらも山口委員と黒木委員との共同あっせんとなっております。説明は以上です。

議長　ただ今、議案第 15 号について説明がありましたが、ご質問等はありませんか。

議長　ご質問等もないようですので採決します。

議案第 15 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員ですので、議案第 15 号については承認されました。

議長　　つぎに、議案第 16 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長　　それでは、その 1 からその 63 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、事務局から説明申し上げます。

その 1 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 4,498 ㎡、公告期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払いとなっております。

その 2 につきましては、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 10 筆、田の合計 4,154 ㎡、畑の合計 23,380 ㎡、田畑合わせた合計 27,534 ㎡、公告期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日、経営規模拡大で親子間使用貸借となっております。

その 3 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 5 筆、畑の合計 16,432 ㎡、公告期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日、経営規模拡大で親子間使用貸借となっております。

その 4 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 7,683 ㎡、公告期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払いとなっております。

その 5 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 3 筆、畑の合計 4,547 ㎡、公告期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払いとなっております。

その 6 につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計 2 筆、畑の合計 2,928 ㎡、公告期間は令和 3 年 5 月 1 日から令和 13 年 4 月 30 日、賃借権設定で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大で 12 月末支払いとなっております。

その7につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の2,205㎡、公告期間は令和3年5月1日から令和13年4月30日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払いとなっております。

その8につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計2筆、畑の合計5,443㎡、公告期間は令和3年5月1日から令和13年4月30日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払いとなっております。

その9につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計6筆、畑の合計15,610㎡、公告期間は令和3年5月1日から令和13年4月30日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払いとなっております。

その10につきましても、譲受人が認定農家の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■ほか計2筆、畑の合計4,908㎡、公告期間は令和3年5月1日から令和8年4月30日、賃借権設定で10アールあたり■■■■円、経営規模拡大で12月末支払いとなっております。

その11からその13につきましては、再設定ですので説明は省略します。

その14からその63につきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、別紙様式第7号の2の配分計画案をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長　ただ今、議案第16号について説明がありましたが、ご質問等はありませんか。

議長　ご質問等もないようですので採決します。

議案第16号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員ですので、議案第16号については承認されました。

議長　以上で、令和3年4月27日開会の第4回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和３年４月27日

会　　長　　平下　裕敏

署名委員　　安藝　眞充

署名委員　　川野　國廣